

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年四月二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年九月二十一日奈良県指令建第一一二一五六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月二十五日建第一〇二八二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市中菜畑一丁目一一九〇番一、一一九三番一及び一一九三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市新旭ヶ丘七番四〇号

高橋利治

一 許可番号

令和五年十一月二十二日奈良県指令建第一一二一一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月二十五日建第一〇二八三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字安部二一九番二及び二一九番二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷六七七番地一

ベリーハウス株式会社 代表取締役 岸本英男